# 独立役員届出書

### 1. 基本情報

会社名	ペイクラウドホールディングス株式会社 コード 401									
提出日	:	2025/11/10	異動(予定)日	2025/11/26						
独立役員届出 提出理由			及び金子毅氏が、当	が後の選任議案が付議されるため とび金子毅氏が、当該定時株主総会終結の時をもって かため						
✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)										

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号 氏	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)									異動内容	本人の 同意				
ш 7	Į Ž	社外監査役		а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	- 1	該当なし	共動門谷	同意
1	井上昌治	社外取締役	0													0		有
2	米田惠美	社外取締役	0													0		有
3	鈴木孝二	社外取締役	0													0	新任	有
4	一木裕佳	社外取締役	0													0	新任	有
5																		

# 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

<u> </u>	<u>根立伐其以属注: 展计均由以前明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	くことを目的として、当社と顧問契約を締結しておりました。同氏に支	井上昌治氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、法的な観点からの助言・監視を期待し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」 を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指 定しました。
2		米田恵美氏は、公認会計士として培われた財務及び会計に関する知見が豊富なため、 当社の経営管理体制に関して助言いただくことを期待し、社外取締役として選任して おります。 また、東京証券取引所規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」 を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指 定しました。
3	該当事項はありません。	鈴木孝二氏は、上場企業において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループのグループガバナンス体制の強化及び企業経営全般に関して助言いただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としております。 また、東京証券取引所規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。
4		一木裕佳氏は、人的資本経営に関する分野において経営者として豊富な経験と知見を有しており、特にサステナビリティ及び人的資本について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査等を行っていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としております。また、東京証券取引所規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。
5		

#### 補足説明

- - 日. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
    日. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
    日. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
    日. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
    日. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
    日. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
  ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
  近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
  ※4 a~ I のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
  ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
  ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。